資するもの並びに教育に関する職の指定おける業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業に

(平成八年八月二八日文部省告示第一四八号)

のとおり指定する。 二号の規定に基づき、社会教育に関係のある職及び教育に関する職を次社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の四第一号及び第

- 同等以上の職は次のとおりとする。 社会教育法第九条の四第一号口に規定する社会教育主事補の職と
- 2 地方公共団体の教育委員会 (事務局及び教育機関を含む。以下

- 習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職同じ。) において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学
- 会の提供に関する事務に従事する者の職育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機大学及び高等専門学校(以下「大学等」という。)において社会教3 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する
- 者の職の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する4.社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他
- 6 博物館法 (昭和二十六年法律第二百八十五号) 第四条第四項に書の職 図書館法 (昭和二十五年法律第百十八号) 第四条に規定する司
- 7 社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動そ規定する学芸員の職
- 一の1から一の3に掲げる職に相当すると認めた職する者 (常時勤務する者に限る。)の職であつて、文部科学大臣がの他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事っ、社会教育関係団体におって社会教育に係る学習又に文化活動で
- 等以上と認めた職8 その他文部科学大臣が一の 1 から一の 7 までに規定する職と同
- 能の習得に資するものは次のとおりとする。 事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技二 社会教育法第九条の四第一号八に規定する社会教育に関係のある
- 立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独1.国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人、独立行政法人国

及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指の他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画少年教育振興機構が実施する社会教育に係る学習又は文化活動そ少ー、独立行政法人日本芸術文化振興会及び独立行政法人国立青法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人国立

- 諸活動の指導事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する2.地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は2.
- 並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案3)大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生
- び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及4 社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その
- | 画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動のその他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企5|| 社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動
- 第十三条第一項第三号に規定する国民等の協力活動6 独立行政法人国際協力機構法 (平成十四年法律第百三十六号)
- 同等以上と認めた業務 7 その他文部科学大臣が二の 1 から二の 6 までに規定する業務と

- おりとする。 三 社会教育法第九条の四第二号に規定する教育に関する職は次のと
- の当該職員を含む。)の職の当該職員を含む。)の職の当該職員を含む。)の職員をいい、同法第五条の二に規定する施設を、学・で教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する職員をいい、同法第五条の二に規定する施員が学校の学長、校長(園長を含む。)、副校長(副園長を含む。)、副学校の学長、校長(園長を含む。)、副校長(副園長を含む。)、副学校の学長、校長(園長を含む。)、副校長(副園長を含む。)、副学校の学長、校長(園長を含む。)、副校長(副園長を含む。)、副学校の学長、校長(園長を含む。)、副校長(副園長を含む。)、副学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定するの当該職員を含む。)の職
- 4 その也な邪斗が大臣が言りょから言り。までこ見ばする戦に同いの条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職が年院又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十3 少年院法(昭和二十三年法律第百六十九号)第一条に規定する
- 等以上と認めた職 4 その他文部科学大臣が三の 1 から三の 3 までに規定する職と同

## 附則

- この告示は、平成九年四月一日から適用する。
- 十一日をもって廃止する。 文部省告示第五十三号。以下「旧告示」という。) は、平成九年三月三2 社会教育に関係のある職及び教育に関する職の指定(昭和三十四年
- 3 旧告示により指定されていた職にあった者は、この告示により指定

された職にあったものとみなす。

附則〔平成一二・一二・一一・文部省告示第一八一号抄〕

(施行期日)

八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。1.この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十

(経過措置)

又は二の3に定める職にあった者とみなす。十三の規定による改正後の文部省告示第百四十八号一の1若しくは2四十八号一の1若しくは2又は二の3に定める職にあった者は、第二3この告示の施行前に第二十三の規定による改正前の文部省告示第百

附則〔平成一三・八・三〇・文部科学省告示第一四六号〕

- 1.5。1 この告示は、公布の日から施行し、平成十三年七月十一日から適用
- 導員」とあるのは「寮母」とする。 2 平成十四年三月三十一日までの間においては、三の 1 中「寄宿舎指

附則(平成一八・五・二九・文部科学省告示第六八号)

- から施行する。 「助教授」を「准教授、助教」に改める部分は、平成十九年四月一日1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、三の 1 の改正規定中
- る業務に従事した者は、改正後の平成八年文部省告示第百四十八号一1 若しくは三の 1 に定める職にあった者又は二の 1 若しくは 4 に定め2 この告示の施行前に改正前の平成八年文部省告示第百四十八号一の

める業務に従事した者とみなす。の 1 若しくは三の 1 に定める職にあった者又は二の 1 若しくは 4 に定

附則〔平成一九・三・三〇・文部科学省告示第四七号〕

- 1 この告示は、平成十九年四月一日から施行する。
- る職にあった者又は二の1に定める業務に従事した者とみなす。事した者は、改正後の平成八年文部省告示第百四十八号一の1に定めては独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館といる。 この告示の施行前に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館2 この告示の施行前に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行

附則〔平成二〇・六・十一・文部科学省告示第八九号〕

第五十九号)の施行の日(平成二十年六月十一日)から実施する。1 この告示は、社会教育法等の一部を改正する法律(平成二十年法律